

## マナーシールを実際に使用方法

マナーシールを実際に使用方法について、美術館内を例として説明する。

まず、美術館の入り口では、見学者がカメラ付き携帯電話等の撮影機器を所持しているか否かを金属探知機等で調べ、機器の所持者を確認する。

この作業は金属探知機の代わりに、持ち物検査や自己申告制を採用して行っても良い。

次に、撮影機器を所持している見学者には、マナーシールをレンズ部分を覆うように封印する。

そして、機器を封印した見学者については、チケット等に機器を所持していることを示す磁気情報やバーコードを印刷したり、チケット等の連番バーコードを読み取ってコンピューター上で情報管理等をする。

そして、美術館の出口では、チケットやコンピューター等に記憶された情報を読み取る事により撮影機器を所持していることを確認した上で、例えば見学者に撮影機器を提示してもらい、見学中にマナーシールを剥がしたことを示す履歴が残っていないか係りの者が確認する。

その後、マナーシールを剥がし、残留物が残った場合にはクリーニング用シールを用いて除去し、見学の行程が終了となる。

なお、このマナーシールでは、撮影機器として、撮影機能付き（カメラ付き）携帯電話を対象とする場合について述べたが、

この他にも盗撮に利用される恐れのある機器であれば適宜対象とすることができる。

具体的には、デジタルスチルカメラ、デジタルビデオカメラ、デジタルカメラ付きノートパソコン、デジタルカメラ付きPDA（携帯情報端末）、各種フィルムカメラ等を挙げることができる。

また、マナーシールを美術館内で利用する場合について述べたが、この他にも、第三者に対し情報を秘匿したり、

情報の無断流用を禁じるような場所であれば適宜利用することができる。

具体例としては、書店等の各種店舗内、博物館、各種展示場内、各種イベント会場内、公的機関内部、企業の特定内部、研究所内等の先端技術情報の保管場所、病院・役所等の個人情報集積場所、危険物扱い所、武器庫等、デザイン・素材等の開発部門内部、自衛隊・警察等の保安施設内、原子力発電所と運等の区域内、その他、特定の人物、建造物、工程、組織、図面、配置、機械等、守秘の必要を認めるもの全体が対象となるが、これらに限定されるものではない。

マナーシールは、上述のように撮影機器のレンズ部分を覆うことを特徴とするが、必要に応じて、例えばレンズカバーの部分に貼り付けてカバーが開かないように使用しても良いし、あるいは二つ折りの携帯電話機の開閉部を留めるように貼り付ける等しても良い。その場合も、一旦ラベルを取り外すとその履歴が残るため、盗撮があった旨を視覚的に推認することができる。

また、現在主流の二つ折りの携帯電話機の場合携帯電話の電源を切り開閉部を留めるように貼り付けることにより完全に機能を封印することもできる。

(電源を切り封印することによりコンサート等の場合に録音機能、撮影機能、等を完全に停止する事ができる。)

## マナーシールを実際に使用する方法

### (連番バーコード・連番QRコード付きの物)

マナーシールを実際に使用する方法について、会社を例として説明します。

受付では、お客様に来社入室カードを渡し、カードのデーターをスキャンしてPCに取り込む。

お客様がカメラ付き携帯を所持していない時は、そのまま入室してもらう。

お客様がカメラ付き携帯を所持している時は、レンズ部分にマナーシールを貼り、マナーシールのデーターをスキャンして、PCに取り込んでから入室してもらう。

お客様がお帰りの際は、受付で入室カードをスキャンする事で、このお客様がカメラ付き携帯を所持していたか、いなかったかの確認ができる。

入室カードをスキャンしカメラ付き携帯を所持していたお客様には、カメラ付き携帯を提示してもらい、マナーシールを剥がしたことを示す履歴が残っていないか確認しながら、マナーシールのデーターをスキャンする。

入室カードと、マナーシールのデーター二つをスキャンする事により(もしシールを剥がし撮影した後に貼り変えたとしても、同じデーターのマナーシールがない限りこの時点で確認できる。